

○郡山市安全で安心なまちづくり推進協議会規則

平成20年3月27日

郡山市規則第22号

改正 平成30年3月30日郡山市規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市安全で安心なまちづくり条例（平成20年郡山市条例第20号）第10条第7項の規定に基づき、郡山市安全で安心なまちづくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 推進協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 推進協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 推進協議会の庶務は、市民部セーフコミュニティ課において処理する。

(平30規則26・一部改正)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成30年郡山市規則第26号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。